

(仮称) いわき太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対しては、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたいうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく丁寧に説明すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民等が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、複数の方法（地区の回覧板の活用等）により周知すること。
また、準備書手続終了後においても、周辺住民等の求めに応じて、適時説明会を開催すること。
さらに、説明会における周辺住民等の意見や要望については、十分な説明及び誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
- (3) 準備書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民等が容易に縦覧できる場所で行うなど、縦覧しようとする住民の利便性向上に努めること。
また、縦覧期間終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置するなど、周辺住民等への事業計画の周知徹底を図ること。
- (4) 準備書の作成にあたっては、ソーラーパネル等の配置位置や排水計画など、事業内容を可能な限り具体化して、環境影響の予測及び評価を適切に実施できるものにする事。
- (5) 環境影響の予測及び評価にあたっては、専門家等の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用し、調査項目及び調査手法等について絶えず見直しを行うとともに、可能な限り定量的な手法を用いること。
また、予測及び評価の結果の準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、分かりやすい内容とすること。
- (6) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量等は、環境影響の予測及び評価において重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、特に、騒音及び振動に係る環境影響の予測及び評価にあたっては、当該項目を適切に反映させること。
- (7) 現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明、並びに理解を得たいうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をもって対応すること。
また、太陽光発電施設の稼働後に苦情等が申し立てられた場合における具体的な環境保全措置について、施設の稼働停止等を含めて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(8) 対象事業実施区域の周辺では、「三大明神風力発電事業」及び「(仮称)馬揚山風力発電事業」が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業の事業者と積極的に情報共有し調整を図るとともに、建設工事、資材搬入や工事関係車両の通行及び施設稼働に伴う騒音、振動、水の濁り、景観、その他の項目について、他の事業の影響を受けることが予想される地域や期間を十分に確認すること。

また、影響を受ける可能性のある地域については、調査地点として選定し、他の事業による影響も含めて予測及び評価を行い、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(9) 全国各地において、ソーラーパネルが強風により飛ばされる事案や、豪雨により流出する事案等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、並びに事故等が発生した場合における復旧方法・連絡体制などについて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(10) ソーラーパネル等の仕様や配置は、対象事業実施区域の周辺における住居等の分布状況や地形、並びに住民意見などの多面的な視点から検討し、周辺環境への影響を回避するとともに、その検討結果について、準備書へ具体的に記載すること。

(11) ソーラーパネル等の主要設備は、安定した地盤上に設置することが不可欠であることから、地盤や地層等を十分に調査・確認し、工事に伴う土砂災害等が生じないようにするとともに、土地の改変を最小限に留める計画とすること。

2 個別的事項について

【大気質】

対象事業実施区域内の造成工事やソーラーパネル等の設置工事にあたっては、低公害型の建設機械を積極的に使用するなど、環境への負荷低減に努めること。

【騒音・振動】

(1) 工事用資材等の搬出入にあたっては、工事関係車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、工事関係車両による周辺環境への影響を回避すること。

(2) 騒音(低周波音含む)については、現時点で建設機械の稼働及び施設の稼働に係る寄与が小さいとし、環境影響評価の項目として選定していないが、今後、計画を精査する過程で、環境影響が生じるおそれがあると判断された場合は、評価項目として選定し、予測等を行うこと。

【水環境】

(1) 近年頻発する想定を遥かに超えた集中豪雨を踏まえ、下流域の河川水量が急激に増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を有する調節池等を設計するとともに、適切な雨水排水対策等を講じて、下流域への土砂や濁水の流出を防止すること。

(2) 令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨の発生を踏まえ、排水量や浮遊物質等量の予測及び評価にあたっては、最寄りの気象観測所における過去の最大雨量を採用する

こと。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺における地下水、湧水、表流水等の利用状況について、地域住民や関係団体等への十分なヒアリングを実施し、生活水や農業用水等としての利用がある場合には、これらの水質や水量に係る予測及び評価を行うとともに、事前・事後モニタリング等の事後調査を実施すること。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変並びに太陽光パネルの設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境(水道水源)への影響を明らかにした上で、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

【土砂災害】

- (1) 対象事業実施区域には、砂防指定地、土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域等に指定された区域は無いとされているが、工事事務資材等の搬出入路としての利用を予定している北側ルート（鶴石山林道）又は南側ルート（硯石林道～折松林道）が重複又は近接していると考えられることから、搬出入路利用に係る影響も含めて検討し、土砂災害等の未然防止を図ること。
- (2) 対象実施区域の全域が土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）に該当し、また実施区域の周囲及び工事事務資材等の搬出入路ルート周辺には、崩壊土砂流出危険地区などの山地災害危険地区があることから、専門家や関係機関等の助言を得ながら、土砂災害を未然に防止するための対策を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 降雨時の雨水排水については、官沢川方面への流入を中心に計画されているが、その南東に位置する天王川の下流域、さらには冷水地区や折松地区を流れる折松川の下流域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があり、令和元年の大雨時には土砂災害が発生していることから、対象事業実施区域とその周辺における令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨による土砂災害、土石流、浸水等（以下、「土砂災害等」という。）の発生・被害状況などを調査のうえ、本事業の実施による土砂災害等の発生に係る影響について検討し、準備書に具体的に記載すること。

また、土砂災害等の発生に関して講ずべき措置の必要性を検討し、措置を要する場合には措置内容を、措置を要しない場合にはその理由について、準備書に具体的に記載すること。

なお、これらの事項を準備書に記載することが困難である場合には、これらの内容が記載された補足資料を作成し、準備書と併せて縦覧すること。

【動植物・生態系】

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺においては、オオタカやイヌワシといった希少猛禽類の生息又は一時滞在が確認されていることから、鳥類への影響の予測及び評価にあたっては、他の発電事業者と積極的な情報共有を図るとともに、最新の知見や、専門家及び野鳥保護団体等に助言を仰ぐこと。

- (2) 現地調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。
- (3) 土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を調査するとともに、工事の実施にあたっては、その生育域が拡大しないような施工方法を検討すること。

【廃棄物・残土】

- (1) 事業終了後は、ソーラーパネル等を可能な限り速やかに撤去及び処分する必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。
また、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分が必要となった場合に備え、火災保険や地震保険等に参加すること。
- (2) 工事によって発生する産業廃棄物の種類ごとの量を予測及び評価するだけでなく、適正な処理及び再資源化等の方法についても調査を実施し、環境の保全や廃棄物排出量の低減に努めること。
また、太陽光発電施設の運転期間中や撤去作業時に生じる廃棄物の排出量についても予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域内の造成工事における切土及び盛土の部分、並びに切土高及び盛土高を準備書において具体的に記載し、切土量及び盛土量をそれぞれ算出すること。
また、発生する残土の量、残土の抑制方法及び処理方法のほか、残土を工事現場で一時的に保管する場合は、適切な環境保全措置を検討し、その結果も準備書に具体的に記載すること。

【景観】

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、鶴石山や桜の名所である往生山の登山道及び頂上付近など優れた眺望点が多数存在することから、ソーラーパネルの存在やその反射光がこれらの眺望を阻害することのないよう配慮するとともに、太陽光発電設備の色彩等についても、自然に溶け込むようなものにする。
- (2) 対象事業実施区域の周辺においては、「三大明神風力発電事業」及び「（仮称）馬揚山風力発電事業」が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観への影響の予測及び評価にあたっては、当該事業の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めてソーラーパネルの視認の可否を予測及び評価し、その結果を準備書に記載すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域及び工事用車両通行経路は、鶴石山及び往生山の登山道に重複していることから、ソーラーパネルの設置又は配置、工事用車両の通行にあたっては、当該登山道への影響を回避するとともに、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、その結果を準備書に反映させること。

【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性が否定できないことから、工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の複数の地点で放射性物質の沈着等が無いことを確認するとともに、一般環境中へ放射性物質が飛散等しないようにすること。

【その他】

- (1) 環境影響評価及び事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び環境省策定「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」の記載事項を遵守した計画とするとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、3,000㎡を超える面積の土地の形質変更が見込まれることから、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に関して、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (3) 太陽光発電施設の設置工事時及び運用開始後において市道を使用する場合には、破損、汚損に留意し、一般の通行に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- (4) 対象事業実施区域の南西側に位置する官沢川などの普通河川へ排水する場合や河川区域内に構造物等を設置する場合は、行政財産使用許可申請が必要となるため、事前にいわき市常磐支所経済土木課と協議すること。
- (5) 対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、「森林保全・育成区域」に位置付けており、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域としていることから、ソーラーパネル等の配置や工事計画の検討にあたっては十分配慮すること。
- (6) 一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000㎡超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000㎡、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。

- (7) 埋蔵文化財保護の観点から、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、いわき市文化財課と協議すること。